［略］		
電線共同溝	61.8	年
［略］		
無形固定資産（交換機ソフトウェア）	17.5	年
［略］		

［同左］		
電線共同溝	61.4	年
［同左］		
無形固定資産（交換機ソフトウェア）	16.5	年
［同左］		

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次項から附則第五項までの規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2　総務大臣は、この省令の施行の日前においても、この省令による改正後の第一種指定電気通信設備接続料規則（以下「新規則」という。）に適合する手順を定める、第一種指定電気通信設備接続料規則第六条第一項の規定による通知を行うことができる。

3　第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、この省令の施行の際現に認可を受けている電気通信事業法第三十三条第二項の規定による接続約款（附則第五項において「接続約款」という。）について、新規則の規定に適合させるため、この省令の施行の日前においても同条第二項の規定に基づく変更の認可申請をすることができる。

4　総務大臣は、前項の申請が新規則の規定に適合している場合は、この省令の施行の日前においても、当該申請を認可することができる。

（経過措置）

5　附則第三項の申請に対する認可の日がこの省令の施行の日後となる場合における接続約款は、当該認可の日までの間は、新規則の規定に適合しているものとみなす。

官　庁　報　告

国　家　試　験

平成30年度弁理士試験公告

弁理士法施行規則（平成12年通商産業省令第411号）第７条の規定に基づき、平成30年度弁理士試験施行について、次のとおり公告する。

平成30年１月10日　　工業所有権審議会会長　日覺　昭**廣**

1　試験の内容　弁理士試験は筆記試験及び口述試験により行い、筆記試験に合格した者でなければ口述試験を受験することはできない。また、筆記試験は短答式及び論文式により行い、短答式による試験に合格した者でなければ論文式を受験することはできない。

なお、試験問題は弁理士法及び弁理士法施行規則の定めるところによるものとし、弁理士試験が実施される日に施行されている特許法等に関して出題する。

2　試験の期日

⑴　短答式筆記試験　平成30年５月20日（日）

⑵　論文式筆記試験　短答式筆記試験に合格した者について、平成30年７月１日（日）に必須科目を、平成30年７月22日（日）に選択科目を行う。

⑶　口述試験　平成30年10月20日（土）から平成30年10月22日（月）のうち、いずれかの日で実施する。

⑷　時間割等　短答式筆記試験、論文式筆記試験及び口述試験の時間割等については、受験者に対して別途通知する。

3　受験地※

⑴　短答式筆記試験　東京、大阪、仙台、名古屋及び福岡

⑵　論文式筆記試験　東京及び大阪

⑶　口述試験　東京

※受験地「東京」は東京都の、「大阪」は大阪市の、「仙台」は仙台市の、「名古屋」は名古屋市の、「福岡」は福岡市の、それぞれ近傍を含む。なお、詳細な試験会場については、４月中に官報で公告する。

4　合格発表

⑴　短答式筆記試験　平成30年６月11日（月）（予定）

⑵　論文式筆記試験　平成30年９月25日（火）（予定）

⑶　最終合格　平成30年11月８日（木）（予定）

5　受験手続　弁理士試験を受けようとする者は、弁理士法施行規則の定めるところにより、次の書面等を工業所有権審議会会長に提出しなければならない。

⑴　受験願書（工業所有権審議会が交付するものを用いること。）

⑵　写真（受験願書提出前３月以内に帽子を着用せず正面から単身で上半身を撮影した、縦4.5㎝×横3.5㎝の大きさのものを受験願書の所定の箇所に貼付すること。）

⑶　12,000円の特許印紙（受験願書の所定の箇所に貼付すること。）

⑷　弁理士法第11条の規定により各号に定める試験の免除を受けようとする者は、同条各号に該当することを証する以下に掲げる書面

①　第11条第１号を証明する書面　弁理士試験短答式筆記試験合格通知（写し）

②　第11条第２号を証明する書面　弁理士試験論文式筆記試験科目免除資格通知（写し）

③　第11条第３号を証明する書面　弁理士試験論文式筆記試験科目免除資格通知（写し）

④　第11条第４号を証明する書面※1

・事前申請により工業所有権審議会会長から交付された弁理士試験短答式筆記試験一部科目免除資格認定通知書（写し）

・事前申請により工業所有権審議会会長から交付された弁理士試験短答式筆記試験一部科目免除資格条件付認定通知書、大学院修了証明書及び大学院成績証明書

⑤　第11条第５号を証明する書面※3

特許庁において審判又は審査の事務に従事した期間が通算して５年以上になる者であることを特許庁長官が証明する書面

⑥　第11条第６号を証明する書面※2　※3

一　弁理士法施行規則第３条の表の上欄に掲げるいずれかの科目に関する研究により学校教育法第104条に規定する修士又は博士の学位を有する者のうち、当該学位の授与に係る論文の審査に合格した者

・事前申請により工業所有権審議会会長から交付された選択科目免除資格認定通知書（写し）

・事前申請により工業所有権審議会会長から交付された選択科目免除資格仮認定通知書及び大学院修了証明書